

## 平成23年6月市議会定例会付議事項の主要内容

	議案番号	付議事項	主要内容
1	議案第 40 号	高槻市有功者を定めるについて	< 氏 名 > 太田 貴子
			< 氏 名 > 岡 糸 恵
			< 氏 名 > 川 口 洋 一
			< 氏 名 > 強 田 純 子
			< 氏 名 > 蔵 立 真 一
			< 氏 名 > 宮 本 雄 一 郎
			< 氏 名 > 吉 田 章 浩
			< 氏 名 > 吉 田 忠 則
2	報告第 3 号	平成22年度高槻市一般会計継続費繰り越し状況報告について	消防本部庁舎改築事業 1,358,535,000円
3	報告第 4 号	平成22年度高槻市一般会計繰越明許費繰り越し状況報告について	<平成22年度一般会計繰越明許費 事業別明細のとおり> (4~5ページ参照)
4	報告第 5 号	平成22年度高槻市公共下水道特別会計繰越明許費繰り越し状況報告について	公共下水道管渠事業 332,000,000円
5	議案第 42 号	ごみ処理施設第二工場定期検査修理工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 286,650,000円 < 契 約 先 > 川崎重工業株式会社関西支社 < 工 事 内 容 > 定期検査修理工事(廃棄物処理法等の関係法令に基づく法定検査) < 工 期 > 議決日から平成24年3月14日まで

	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
6	議案第 4 3 号	平成 2 3 年度高槻市立第三中学校校舎耐震改修工事請負契約締結について	<p>&lt; 契 約 金 額 &gt; 1 1 7 , 4 9 5 , 0 0 0 円</p> <p>&lt; 契 約 先 &gt; 株式会社橋本工務店</p> <p>&lt; 工 事 内 容 &gt; 校舎耐震補強工事 北棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 2 , 0 8 5 m<sup>2</sup> 補強に伴う設備改修</p> <p>&lt; 施 工 場 所 &gt; 芝生町二丁目 4 9 - 5 地内</p> <p>&lt; 工 期 &gt; 議決日から平成 2 4 年 2 月 1 0 日まで</p>
7	議案第 4 4 号	平成 2 3 年度高槻市立第六中学校校舎耐震改修工事請負契約締結について	<p>&lt; 契 約 金 額 &gt; 1 2 6 , 8 4 0 , 0 0 0 円</p> <p>&lt; 契 約 先 &gt; 株式会社橋本工務店</p> <p>&lt; 工 事 内 容 &gt; 校舎耐震補強工事 南棟 鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積 3 , 1 3 9 m<sup>2</sup> 補強に伴う設備改修</p> <p>&lt; 施 工 場 所 &gt; 永楽町 1 0 - 3 地内</p> <p>&lt; 工 期 &gt; 議決日から平成 2 4 年 2 月 1 0 日まで</p>
8	議案第 4 5 号	一般職の職員の給与に関する条例及び高槻市職員の旅費に関する条例中一部改正について	<平成 2 3 年 6 月市議会提出予定条例議案概要のとおり> ( 6 ~ 8 ページ参照)
9	議案第 4 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について	
10	議案第 4 7 号	平成 2 3 年度高槻市一般会計補正予算 ( 第 1 号 )	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 1 , 6 6 8 , 0 3 2 千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 1 0 8 , 5 8 5 , 1 7 9 千円</p> <p>&lt; 債務負担行為 &gt; 小学校耐震改修事業 ( 実施設計 ) の期間及び限度額の設定 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度 3 9 6 , 0 0 0 千円</p> <p>中学校耐震改修事業 ( 実施設計 ) の期間及び限度額の設定 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度 1 9 9 , 0 0 0 千円</p> <p>幼稚園耐震改修事業 ( 実施設計 ) の期間及び限度額の設定 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度 2 5 , 0 0 0 千円</p>

	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
11	議案第 48 号	平成23年度高槻市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	<補正額> 9,149千円 <補正後の総額> 11,495,972千円
12	議案第 49 号	平成23年度高槻市介護保険特別会計補正予算(第1号)	<補正額> 17,864千円 <補正後の総額> 19,238,286千円
13	議案第 50 号	平成23年度高槻市財産区会計補正予算(第1号)	<補正額> 0千円 <補正後の総額> 5,727,196千円 (主な内容) (1)歳出 補助金 4,400千円 自治会活動等補助金 繰出金 6,000千円 一般会計繰出金 予備費 10,400千円
14	議案第 51 号	平成23年度高槻市水道事業会計補正予算(第1号)	<項 目> <補正額> <補正後の総額> 収益的収入 2,016千円 6,579,231千円 収益的支出 1,243千円 6,393,305千円 資本的収入 27千円 227,310千円 (主な内容) (1)収益的収入 一般会計負担金 2,016千円 (2)収益的支出 人件費・物件費 1,243千円 東日本大震災に係る応急給水支援活動経費
<p>その他</p> <p>1 市長の専決処分事項の指定に係る報告について</p> <p>2 出資法人等の平成22年度決算の提出について</p> <p>高槻市土地開発公社 (社福)高槻市社会福祉協議会</p> <p>(財)高槻市都市交流協会 (社)高槻市シルバー人材センター</p> <p>(財)高槻市緑化森林・公営施設管理公社 (財)高槻市水道サービス公社</p> <p>高槻都市開発(株) (財)高槻市文化振興事業団</p> <p>(財)大阪府三島救急医療センター</p> <p>(社福)高槻市社会福祉事業団</p>			

平成22年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
1	市長公室 政策企画室	安満遺跡芝生公園等整備推進事業	5,428 千円	関係機関等との協議に時間を要したことから、用地鑑定に要する経費を繰越したものの。
2	保健福祉部 法人指導室	高齢者福祉施設整備等補助事業	66,983 千円	補助対象事業の遅れにより、繰越したものの。
3	建設部 計画課	北園高槻線改良事業	18,605 千円	用地買収交渉に時間を要し、物件撤去が年度内に完了しなかったため、繰越したものの。
4	建設部 計画課	南平台日吉台線改良事業	228,990 千円	用地買収交渉に時間を要し、物件撤去が年度内に完了しなかったため、繰越したものの。
5	都市産業部 都市政策室	JR高槻駅北東地区市街地整備事業 (賑わい空間施設整備補助)	108,000 千円	事業者と関係機関等との間での協議調整に時間を要し、補助対象事業が完了されなかったため、繰越したものの。
6	都市産業部 都市政策室	JR高槻駅北東地区市街地整備事業 (土地区画整理事業補助)	7,000 千円	事業者と関係機関等との間での協議調整に時間を要し、補助対象事業が完了されなかったため、繰越したものの。
7	消防本部 庶務課	消防本部庁舎改築事業	36,494 千円	庁舎棟改築工事の基礎工事の遅れにより、各種機器を年度内に搬入できなかったため、繰越したものの。
8	消防本部 庶務課	消防緊急情報システム整備事業	360,150 千円	庁舎棟改築工事の基礎工事の遅れにより、各種機器を年度内に搬入できなかったため、繰越したものの。
9	建設部 計画課	橋梁耐震補強事業	28,000 千円	地元及び関係機関との協議・調整に時間を要したため、繰越したものの。
10	都市産業部 建築指導課	建築物耐震改修補助事業	37,200 千円	国の緊急経済対策を活用して実施しているもので、より一層の事業進捗を図るため繰越したものの。
11	教育管理部 学務課	小学校耐震改修事業	518,000 千円	国の平成22年度補正予算を活用し、前倒して実施したことから繰越したものの。
12	教育管理部 学務課	中学校耐震改修事業	591,000 千円	国の平成22年度補正予算を活用し、前倒して実施したことから繰越したものの。

平成22年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
地域活性化・きめ細かな交付金対象事業			125,000 千円	
13	市民参画部 スポーツ振興課	総合体育館改修事業	43,000 千円	国の補正予算であるきめ細かな交付金を活用して実施するもので、交付金の限度額の内示時期が年度末となったことから、事業が年度内完了できず繰越したものの。
14	子ども部 保育課	保育所施設整備事業	52,000 千円	
15	建設部 計画課	バリアフリー化事業	10,000 千円	
16	都市産業部 農林課	農道整備事業	20,000 千円	
地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金対象事業			72,550 千円	
17	市民参画部 市民課	戸籍住民基本台帳システム改修事業	32,550 千円	国の補正予算である住民生活に光をそそぐ交付金を活用して実施するもので、交付金の限度額の内示時期が年度末となったことから、事業が年度内完了できず繰越したものの。
18	教育指導部 教育指導課	小学校図書充実事業	20,000 千円	
19	教育指導部 教育指導課	中学校図書充実事業	20,000 千円	
合 計			2,203,400 千円	

平成 2 3 年 6 月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	条 例 題 名	制定 の別 改廃	理 由 及 び 要 旨	備 考										
4 5	一般職の職員の給与に関する条例及び高槻市職員の旅費に関する条例	一部改正	<p>東日本大震災の被災自治体等の遠隔地への職員の派遣に対応するため、派遣職員の手当及び旅費について、国家公務員の例に準じ、次のとおり改正を行う。</p> <p>1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>(1) 地域手当（第 1 4 条の 2 関係） 地域手当の支給率について、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="846 568 1845 751"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級地（ ）の地域に在勤する職員</td> <td>1 0 0 分の 1 8</td> <td rowspan="3">1 0 0 分の 1 2</td> </tr> <tr> <td>二級地（ ）の地域に在勤する職員</td> <td>1 0 0 分の 1 5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>1 0 0 分の 1 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般職の職員の給与に関する法律第 1 1 条の 3 第 2 項に規定する一級地又は二級地</p> <p>(2) 住居手当（第 1 4 条の 3 関係） (3)の単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの等に対し、職員に支給する住居手当の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。</p> <p>(3) 単身赴任手当（第 1 5 条の 3 関係） ア 異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とするもの等には、単身赴任手当を支給する。 イ 単身赴任手当の月額額は、23,000 円（交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>(4) 寒冷地手当（第 2 3 条の 2 関係） 国家公務員の例に準じて寒冷地手当を支給する。</p>	区 分	改 正 後	現 行	一級地（ ）の地域に在勤する職員	1 0 0 分の 1 8	1 0 0 分の 1 2	二級地（ ）の地域に在勤する職員	1 0 0 分の 1 5	上記以外の職員	1 0 0 分の 1 2	<p>公布の日から施行し、1 は平成 2 3 年 5 月 6 日から、2 (1) から (3) までは同日以後に出発する旅行から、2 (4) は施行の日以後に出発する旅行から適用する。</p>
区 分	改 正 後	現 行												
一級地（ ）の地域に在勤する職員	1 0 0 分の 1 8	1 0 0 分の 1 2												
二級地（ ）の地域に在勤する職員	1 0 0 分の 1 5													
上記以外の職員	1 0 0 分の 1 2													

2 高槻市職員の旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1) 移転料（第17条及び別表第2関係）

赴任に伴う住所又は居所の移転について、次に規定する額の移転料を定額により支給する。

ア 赴任の際、扶養親族を移転する場合 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた次の表の定額による額

（単位：円）

区分	鉄道の路程							
	～50km	50km～ 100km	100km～ 300km	300km～ 500km	500km～ 1,000km	1,000km～ 1,500km	1,500km～ 2,000km	2,000km～
特別職 の職員	153,000	177,000	218,000	269,000	356,000	375,000	401,000	465,000
一般職 の職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

路程の計算については、水路及び陸路1/4kmをもって鉄道1kmとみなす。

イ 赴任の際、扶養親族を移転しない場合 アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 イに規定する額に相当する額

(2) 着後手当（第18条関係）

赴任に伴う住所又は居所の移転について、日当の5日分及び宿泊料の5夜分に相当する額の着後手当を定額により支給する。

(3) 扶養親族移転料（第18条の2関係）

赴任に伴う扶養親族の移転について、次のア又はイに規定する額の扶養親族移転料を支給する。

ア 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合 赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に定める額の合計額

(ア) 12歳以上の者 その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃

			<p>及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>(イ) 6歳以上12歳未満の者 (ア)に定める額の2分の1に相当する額</p> <p>(ウ) 6歳未満の者 その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額(6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算)</p> <p>イ アの規定に該当する場合を除くほか、(1)ア又はウの規定に該当する場合 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行についてアの規定に準じて計算した額。ただし、アの規定により支給することができる額に相当する額を限度とする。</p> <p>(4) 宿泊料(別表第1関係) 宿泊料の額を次のとおり引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="875 683 1588 820"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職の職員</td> <td>13,000 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般職の職員</td> <td>12,000 円</td> <td>14,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 教育長及び公営企業管理者には、2に準じて旅費を支給する。(附則第5項関係)</p> <p>4 市議会議員、特別職の職員で非常勤のもの及び消防団員に支給する宿泊料の額を2(4)に準じて引き下げる。(附則第6項、第7項及び第9項関係)</p> <p>5 公営企業職員及び技能職員には、単身赴任手当及び寒冷地手当を支給する。(附則第8項及び第10項関係)</p> <p>6 その他所要の規定整備を行う。</p>	区 分	改 正 後	現 行	特別職の職員	13,000 円	15,000 円	一般職の職員	12,000 円	14,000 円	
区 分	改 正 後	現 行											
特別職の職員	13,000 円	15,000 円											
一般職の職員	12,000 円	14,000 円											
4 6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	一部改正	<p>件数が増加し、内容も深刻化している配偶者からの暴力に関する相談に対し、より専門的な対応を図るため、新たに「配偶者暴力相談員」を設置することに伴い、その報酬を月額211,700円とする。(別表第2関係)</p>	平成23年10月1日から施行する。									